

法務省民総第151号
令和3年3月1日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長
(公印省略)

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）

後見登記等に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第33号）が施行されたことに伴い、平成12年3月13日付け法務省民一第634号当職通達「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて」の一部を別紙のとおり改正しましたので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて（平成12年3月13日付け法務省民一第634号法務省民事局長通達）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託</p> <p>2 任意後見契約の意義及び要件</p> <p>任意後見契約とは、委任者（以下「本人」という。任意後見契約法第2条第2号）が、受任者（以下「任意後見受任者」又は「任意後見人」という。任意後見契約法第2条第3号、第4号）に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約で、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう（任意後見契約法第2条第1号）。</p> <p>「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」とは、少なくとも民法上の補助の要件（民法<u>第15条第1項</u>）に該当する程度以上に事理を弁識する能力が不十分な状況を表す趣旨であり、任意後見契約法第4条第1項所定の任意後見監督人選任の審判の要件と同旨である。</p> <p>（略）</p> <p>3 任意後見契約の公正証書の作成</p> <p>(2) 任意後見契約の公正証書の様式</p> <p>イ 任意後見契約の公正証書は、様式令附録第1号様式又は附録第2号様式（以下これ</p>	<p>第2 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託</p> <p>2 任意後見契約の意義及び要件</p> <p>任意後見契約とは、委任者（以下「本人」という。任意後見契約法第2条第2号）が、受任者（以下「任意後見受任者」又は「任意後見人」という。任意後見契約法第2条第3号、第4号）に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約で、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう（任意後見契約法第2条第1号）。</p> <p>「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」とは、少なくとも民法上の補助の要件（民法<u>第14条第1項</u>）に該当する程度以上に事理を弁識する能力が不十分な状況を表す趣旨であり、任意後見契約法第4条第1項所定の任意後見監督人選任の審判の要件と同旨である。</p> <p>（略）</p> <p>3 任意後見契約の公正証書の作成</p> <p>(2) 任意後見契約の公正証書の様式</p> <p>イ 任意後見契約の公正証書は、様式令附録第1号様式又は附録第2号様式（以下これ</p>

らを併せて「代理権目録」という。)による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は、公証人法施行規則第8条第1項の規定にかかわらず、日本産業規格B列4番の丈夫な紙とする(同令第2項、第3項)。

4 登記の嘱託

(2) 嘱託書の様式等

ア 公証人法第57条ノ3第2項の登記の嘱託書の様式は、別紙のとおりとする。この嘱託書の用紙は、日本産業規格A列4番の丈夫な紙を用いなければならない(公証人法施行規則第8条第2項)。

イ 登記の嘱託書に別紙として添付する「代理権目録」及び「代理権の共同行使の特約目録」は、日本産業規格A列4番の丈夫な紙を用い(ただし、様式令附録第1号様式による場合には、日本産業規格B列4番の用紙を用いることもできる。), 12ポイント程度の文字を使用し、横書で記載する。

(3) 嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には、次に掲げる事項を記載し、嘱託者である公証人が記名しなければならない(後見登記等に関する政令第5条第2項)。

(5) 登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は、

らを併せて「代理権目録」という。)による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は、公証人法施行規則第8条第1項の規定にかかわらず、日本工業規格B列4番の丈夫な紙とする(同令第2項、第3項)。

4 登記の嘱託

(2) 嘱託書の様式等

ア 公証人法第57条ノ3第2項の登記の嘱託書の様式は、別紙のとおりとする。この嘱託書の用紙は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用いなければならない(公証人法施行規則第8条第2項)。

イ 登記の嘱託書に別紙として添付する「代理権目録」及び「代理権の共同行使の特約目録」は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用い(ただし、様式令附録第1号様式による場合には、日本工業規格B列4番の用紙を用いることもできる。), 12ポイント程度の文字を使用し、横書で記載する。

(3) 嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には、次に掲げる事項を記載し、嘱託者である公証人が記名押印しなければならない(後見登記等に関する政令第8条第2項、第9条第2項)。

(5) 登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料

1件につき2,600円とされた（登記手数料令第17条第1項）。

登記手数料の納付は、収入印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない（後見登記法第11条第2項、後見登記等に関する省令第33条第1項）。

(6) 嘱託書等の郵送

登記の嘱託書及びその添付書類を登記所に郵送する場合には、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において受け及び配達の記録を行うものによらなければならない（後見登記等に関する省令第8条）。

は、1件につき4,000円とされた（登記手数料令第6条の4第1項）。

登記手数料の納付は、登記印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない（後見登記法第11条第2項、後見登記等に関する省令第26条第1項）。

(6) 嘱託書等の郵送

登記の嘱託書及びその添付書類を登記所に郵送する場合には、書留郵便によらなければならない（後見登記等に関する政令第8条第2項、後見登記等に関する省令第8条）。